

# 先祖調べから歴史学へ その2

# 古文書倶楽部

整理番号	資料名	誰の陪臣が分かるか？
県D-8-1	陪臣家筋取調書 1	佐竹虎菊(北家)・佐竹源六郎(東家)・佐竹守雄(南家)・佐竹九郎(西家)
県D-8-2	陪臣家筋取調書 2	石塚源一郎・大山十郎・戸村秀雄
県D-8-3	陪臣家筋取調書 地	梅津小太郎・梅津 藤十郎・大越源十郎・小野寺 忠見・梅津平八郎・山方権大参事・荒川久太郎・梅津右馬之助・渋江武之助・大塚九郎兵衛・信太紀四郎・黒沢 友三郎・梅津弥三郎・疋田 久太夫・岡谷 半八・寺崎 藤九郎・平元小六郎・金 保太郎・介川作美・茂木 国雄・中安泰治
県D-8-4	陪臣家筋取調書 3	今宮斐太郎・小野岡篤雄・岡本 又太郎・古内茂右衛門・真壁又十郎・宇都宮四郎・多賀谷彦四郎・茂木 弥三郎・伊達彦九郎・武茂源五郎・箭田野 八郎・塩谷 弥太郎
県D-8-5	陪臣家筋取調書 天	小野崎 攻・和田少参事・小貫宇右衛門・酒出 八郎・松野弥五郎・早川考之助・真崎 広・小田野 常也・戸村賢之助・小場 為治・小瀬 縫殿助・小野崎 三郎・今宮源太・茂木乙之助・茂木 豊治・小鷹狩 源太・渋江内膳・須田新三郎・田代 勝三郎・前小屋源七郎・石川忠兵衛・福原忠三郎・佐藤 茂

第2講 陪臣家筋取調書 ばいしんいえずじとりしらべしよ

【発行】  
秋田県公文書館  
古文書班  
2007.6  
第16号

「あや、公文書館のカウンターでは何が？」と一階エントランスホールの円形カウンター(無人)を指さしたあるお客さん。「いえ。二階閲覧室、図書館カウンターの奥です」と笑顔で応対。皆様お間違いないく。

「先祖は秋田藩士だと聞いていたのに…分限帳にない…」と落ち込む利用者の方から相談を受けたことがあります。

「藩士は直臣じきしんと言われる佐竹藩侯の家臣と、陪臣ばいしんと言われる家臣の二種類がありまして、分限帳には直臣しか載っていないのです」と答えました。

この陪臣ばいしんを調べる格好の資料が「陪臣家筋取調書」五冊です。秋田藩では明治三年(一八七〇)に家臣から陪臣の名前と俸禄、陪臣となった経緯を報告させており、これが「陪臣家筋取調書」としてまとめられました。名前の分かる陪臣は上の表の藩士の陪臣で、家人や歩行、中には足軽や草履取の名前まで記載されているものもあります。

例として梅津小太郎(梅津憲忠(梅津政景の兄)の子孫)を見ると、家人三十七人のうち、一六〇〇〜一六九九年には二十一人、一七〇〇〜一七九九年には五人、一八〇〇〜一八九九年には十一人が取り立てられています。秋田藩士の中で名門と言われる梅津家でも、江戸時代の中後期以降に召し抱えられた陪臣が多いのです。

一般に江戸時代の武士社会は身分が固定していたと言われます。そうした中でなぜ陪臣の新規召し抱えが目立つのか?これを考えると、先祖調べは歴史学に昇華します。

なお「陪臣家筋取調書」五冊は閲覧室に複製資料があります。出納申請なしで利用できますので、お気軽にご覧ください。

今回は秋田藩士の系図の調べ方を紹介します。次号もお楽しみに。

(畑中康博)

秋田県公文書館には、県内ではなかなか見ることのできない本があります。貸し出しはできませんが、閲覧することはできます。

虎屋文庫「和菓子」三丁三・「虎屋文庫資料展」二十三冊（九九六～二〇〇六）・「虎屋の五世紀」通史編 史料編

「いつ創業したのか分からない。奈良時代に創業した伝承もある」という、羊羹ようかんで有名な虎屋の資料館が出している本です。後陽成天皇の在位中（一五八六～一六一一）から禁裏御用を勤め、以来歴代天皇・皇族の御用菓子屋になつたとの由。現在本社は赤坂にあります。江戸時代の一時期に江戸に出店したことを除き、明治二年（一八六九）に東京に進出するまで京都で営業をしていました。

従って虎屋の菓子を食べることができる大名は西日本に限られ、中でも徳島藩主蜂須賀綱矩は、一度の注文が店の月間売り上げの1/4になるほどの入れ込みようだったと言います。また、熊本藩主細川綱利は虎屋の職人呼び寄せ、藩の御用菓子屋に製法を伝授させたそうです。こうして江戸時代の大名の舌をとろけさせた虎屋の菓子ですが、店の「御用記録」に秋田藩は登場しません。弘前・仙台・会津藩からは注

文を受けているのですが、秋田藩京都留守居や大坂留守居の舌に虎屋の味はなじまなかつたのでしょうか？興味は尽きません。

虎屋文庫の本は様々な角度から和菓子の研究がなされており、例えば秋田県の「なると餅」は、角館に住んだ京都の旅芸人が京風の菓子を作ったのが始まりだという記事もあります。（お米の七変化展」第59回虎屋文庫資料展（06736））

とにかく、眺めるだけで唾液腺が緩むことは間違いない。どうぞ御一読ください。（畑中）

秋田県公文書館の蔵書は、検索テーブルの『行政刊行物目録』に記載しております。御利用の際は『行政刊行物目録』で検索の上、カウンター職員までお申し出ください。

古文書こぼればなし

天明六年（一七八六）繭荷一件

秋田領内では宝暦期（一七五一～一七六四）に福島から養蚕技術が伝わり、天明期（一七八一～一七八九）には領内南部の村々に普及していました。そうした中で天明六年（一七八六）雄勝郡下院内村の松右衛門が繭荷を他領へ運び出そうとしたと疑いをかけられます。その結果松右衛門は欠落（かけおち＝逃亡）し、これを見た藩は松右衛門の捜査を開始します。（町触

控」A317 57 10）

当時藩は絹糸と真綿の他領移出を禁じながらも、繭の移出は認める政策を採っていました。松右衛門の荷物を差し押さえたのは、米の他領移出を差し止める米留役人で、繭荷を不審な荷物と見なしたわけです。

ところがこの事件は、山形最上領の柴橋の代官が抗議してきたことで、領内だけの問題にとどまらなくなりました。（「御代官御検地役控」A317 58 6）

抗議の内容は、村山郡白岩村の正兵衛が秋田領雄勝・平鹿郡の上畑村他五ヶ村で買い集めた繭を松右衛門に送り届けてもらうよう依頼したのに、秋田藩の役人が差し押さえたので届かなかったというものでした。

領外に移出が許可されている繭荷を差し押さえたのは米留役人の失態で、藩は代官に弁明すると共に関係者への処罰を下します。天明七年（一七八七）九月十六日の『御亀鑑』第六巻秋府（二）を見ると、院内の組下持大山十郎宅で院内給人組頭近藤案左衛門と佐藤与治右衛門を監督不行届により組頭罷免・禄高半禄没収・閉門とし、松右衛門の荷物を差し押さえた院内給人近藤織部・諸越清兵衛・諸越十右衛門・石野森嘉藤治を改易する処分を下しています。

欠落した松右衛門は？実は松右衛門への処分を記した文書は、まだ見つかっておりません。是非閲覧室でご覧ください。（越中正一）